

営利法人による医療機関経営関与の実際と、その適法性について

明治学院大学大学院博士課程特別研究生
前田健二

．はじめに

改めて言及するまでもないが、我が国では株式会社に代表される営利法人による医療機関の経営は、構造改革特区における例外を除き、原則禁止されている。また、営利法人による医療機関の直接的経営のみならず、営利法人による医療機関の経営関与も禁止されている。しかし、実際には、営利法人による医療機関の経営関与の実例があり、さらには、営利法人による医療機関の事実上の経営支配が行われている実例が存在する。

本稿では、そのような営利法人による医療機関経営関与についての実例を紹介し、それぞれについて適法性を検証してみたい。また、それら実例の背後に存在する、医療機関における営利法人による経営参与へのニーズについても考察を加えてみたい。

．定義

本稿で使用する用語を以下のように定義する。

営利法人	営利を目的とする法人のこと。
非営利法人	営利を目的としない法人のこと。
医療機関	医療法の定める医療提供施設のうち、特に「病院」と「診療所」のこと。 同法の定めるその他の医療提供施設である「介護老人保健施設」「助産所」は、特に言及しない限り本稿では含めない。
経営関与	経営主体の経営に、何らかの形で影響を与えること。具体的には、医療法人の意思決定機関である理事会において、一定の議決権を所有し、行使すること。または、経営主体に対し、金融債権、または不動産賃借権等の経済的利害を付与し、その影響力を行使することによって経営主体の経営に影響を与えること、等が例として挙げられる。
経営支配	経営主体の経営を、完全に支配すること。具体的には、医療法人においては、医療法人の理事会において、過半数以上の議決権を所有し、行使すること。また、診療所等においては、業務委託契約、不動産賃貸契約、人材派遣契約等の契約をもって経営を支配すること。
利害関係営利法人	当該医療法人の開設、経営上利害関係にある営利法人のこと。 例えば、当該医療法人と直接取引のある医薬品の卸業者、医療機器の販売会社、給食等納入業者等。

．営利法人による医療機関経営関与禁止の根拠

医療法第7条第5項は、「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第1項の許可を与えないことができる」とし、営利法人による医療機関の経営を禁止している。

また、同法第54条は、「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない」とし、医療法人による利益配当を禁止している。さらに、平成5年2月3日発出厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」において、「医

療法第 7 条に定める開設者とは、医療機関の開設・経営の責任主体であり、原則として営利を目的としない法人又は医師であること」とし、営利法人による医療機関開設を禁止している。

・事例

1. 株式会社 A による B 病院の経営関与

株式会社 A（以下、A 社とする）は、某大手総合商社系投資会社が設立した病院経営管理業務受託会社である。一方、B 病院は関東にある一般病床 100 床規模の総合病院である。同病院は 2 年前に行った新病棟の建設投資が重荷になり、直近の資金繰りが悪化していた。同病院は最近、顧問税理士より A 社の存在を知らされ、A 社に相談をもちかけた。その結果、A 社が B 病院の経営権を取得する見返りに B 病院の債務をリファイナンスし、経営を安定化させるスキームが発案された。同スキームはただちに実行され、B 病院は A 社の経営支配下に入った。なお、ここでの経営権の取得は、

- ◆ B 病院を運営する医療法人 B 会の出資持分の、A 社による 100% 取得
- ◆ A 社による、医療法人 B 会社員総会の議決権の獲得（全体の五分の三）
- ◆ A 社による、医療法人 B 会理事会の議決権の獲得（全体の五分の三）

による。

● 概況

医療提供施設の種類	病院
医療提供施設の規模	一般病床 100 床
運営主体	出資持分あり社団医療法人
出資持分の構成	A 社（100%）
出資持分の金額	3 千万円
理事会の構成	A 社の社員 3 名、病院勤務医 2 名、合計 5 名 （A 社の社員はいずれも非医師）
社員の構成	A 社の社員 3 名、創業者親族 2 名、合計 5 名 （A 社の社員はいずれも非医師）
監事	A 社の役員 1 名
債務の関係	なし
不動産等の関係	なし
人的関係	B 病院の事務長は A 社の社員
その他の関係	特になし